

障害者活躍推進計画

機関名	八幡市(市長部局)
任命権者	八幡市長
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日(5年間)
市長部局における障害者雇用に関する課題	八幡市(市長部局)においては、令和元年度まで、法定雇用率を達成している。しかしながら、今後、障害者である職員の退職や雇用率の引き上げ等により達成できないことが考えられる。
目標	
①採用に関する目標	【実雇用率】(各年6月1日時点) (各年度) 当該年6月1日時点の法定雇用率以上 (参考)令和元年6月1日時点の実雇用率:2.65% (評価方法) 毎年の任免状況通報により把握・進捗管理
②定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせない (評価方法) 毎年の任免状況通報のタイミングで、人事記録を元に、前年度採用者の定着状況を把握・進捗管理。
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	
(1)組織面	○障害者雇用推進者として総務部長を選任する(令和元年12月1日に選任済)。
(2)人材面	○令和3年3月31日までの経過措置として、総務部次長を障害者職業生活相談員に選任し(令和元年12月1日に選任済)、令和3年4月以降については、次項に記載のとおり取り扱う。 ○障害者職業生活相談員の選任予定者について、京都労働局が令和2年度に開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させ、令和3年4月からの相談員に選任する。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	
	○現に勤務する障害者や今後採用する障害者の能力や希望も踏まえ、年に1回以上、職務の選定及び創出について検討を行う。
	○新規採用又は異動等において、障害者と業務の適切なマッチングができているかの点検を行い、必要に応じて検討を行う。
	○身体障害等により従来業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。

障害者活躍推進計画

機関名	八幡市(市長部局)
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
(1)職務環境	<p>○基礎的環境整備として、建設予定の新庁舎は、障害者が利用しやすい環境に配慮した環境整備を検討する。</p> <p>○新規に採用した障害者については、面談等により必要な配慮等を把握し、必要な措置を検討する。</p> <p>○職員が中途障害者となった場合には、面談等により必要な配慮等を把握し、必要な措置を検討する。</p> <p>○なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。</p>
(2)募集・採用	<p>○障害者の募集に際しては、障害特性に配慮した選考方法や職務の選定を工夫し、積極的な採用に努める。</p> <p>○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 <ul style="list-style-type: none"> ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみ受入れを実施する。 </p>
(3)働き方	○年休や病気休暇などの各種休暇の利用を促進する。
(4)その他の人事管理	<p>○必要に応じて面談等を実施し、状況把握・体調配慮を行う。</p> <p>○障害特性に応じた配慮等の措置について検討を行う。</p> <p>○中途障害者について、円滑な職場復帰のために必要な職務選定、職場環境の整備等や通院への配慮等を検討する。</p>
4. その他	
	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。